

「地域主権改革」の定義になじまない「登記制度」

登記制度を国が引き続き担うべきとした理由は、地域主権改革の定義にあります。

「地域主権改革」の定義…日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革

国家機関である登記官が、全国一律の処理基準で公平・厳正に事務処理（登記）を行っている登記制度が、地方移管により地域の「…自主的な判断と責任において…」の考え方で運営されることになれば、地域によって異なる登記制度になる可能性もあり、不動産取引や融資などの場面で、国民生活の安全・安心は大きく損なわれることとなります。

商業・法人の登記は、登記により会社や法人に人格と信用を付与し、安全で円滑な取引に寄与しています。わが国の経済取引は国内外で活発に行われており、側面からこれを支える登記制度は、国が全国一律の統一基準で行う事により確立し、国内はもとより国際的にも信用を得て経済取引に役立っております。

私たちは「地域主権改革」の全てを反対しているわけではありません。

法務局に働く者として、利用者・国民のためにも登記制度は、引き続き国が責任を持って行うべきと考えています。

登記行政は 国が責任を持って行う行政です。

地域主権改革としての、地方移管には反対です。

政府は「地域主権改革」の出先機関改革で、①国の事務・権限の見直し、②国の出先機関の原則廃止について検討を進めています。この検討では法務局の登記事務を、地方移管の対象事務にしようとしています。

また、全国知事会は3月の中間報告で、「登記など法務局の9事務は地方移管が可能である」との検討結果を明らかにしています。

私たちは不動産の登記制度^(注1)は、制度発足から100年以上国が責任を持って行ってきた、重要な準司法的な制度であり、登記制度の性格からしても引き続き国が行うべきと考えています。



その理由はつぎの通りです。

- ①不動産登記制度は、国民の財産である不動産の権利関係(所有権・債権債務など)を、国家機関である登記官が登記^(注2)し、これを一般に公示し取引の安全を図る、国が保証する信用制度であるからです。
- ②不動産登記の事務処理は、国が法律で定めた全国一律の処理基準^(注3)で登記官によって公平・厳正に行われており、地方移管により地方の自主的判断で運営された場合、地域間で格差が生じ公平さが失われ、信用・信頼の制度として成り立ちません。
- ③いわゆる境界確定と言われる「筆界特定制度」^(注4)でも、登記官は位置不明となっていた筆界(境界)を最終的に特定する権限を持っています。ここでも国家機関としての登記官の判断は、公正・厳格に行われており、制度への利用者の信頼と期待は高まっています。

注1) 登記制度は明治19年に創設され、戦前は裁判所で、戦後は法務局で厳格に運用されてきた国家の基本を担う制度です。

注2) 登記官は高度な専門的知識で申請を審査し、国家機関としての権限で登記簿(磁気ファイル)に登記します。

注3) 登記申請はどの地域でも「全国一律の処理基準」で審査・登記され、公平と信用が確立されています。

注4) 登記官が筆界調査委員(土地家屋調査士・弁護士・司法書士など)の意見を踏まえ、筆界(境界)の現地における位置を特定する制度です。